

## 国際法における「法の支配」の研究

Study on the rule of law in International Law

窪 誠 (KUBO Makoto)

### 論文掲載書籍

「国連と「市民社会」」浅田正彦、桐山孝信、徳川信治、西村智朗、樋口一彦（編）『現代国際法の潮流』（坂元・薬師寺両先生古稀記念論集）1巻、東信堂、2020年、222－240頁。

1948年国連世界人権宣言は、その前文において、「法の支配」について、以下のよう  
に言及している。

「人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにする  
ためには、法の支配によって人権保護することが肝要である」

近年、国連は法の支配の担い手のひとつとして、「市民社会」の重要性を強調している。  
その背景には、以下のような世界情勢の変化があった。

1989年ベルリンの壁崩壊に始まる東欧共産主義体制の崩壊は、従来の冷戦構造を基調  
とした世界秩序を根本的に変更するものであった。世界の多くの人々が、東欧の体制崩  
壊を民主化運動の賜物と考え、その推進役である民衆の力に注目した。そして、新たな  
国際秩序とその基礎たるべき社会秩序が模索される中、人々の民主主義と平和への願  
いが込められた概念として、「市民社会 civil society」が唱えられるようになった。

そうはいっても、現実には、この用語は、国連憲章の中には存在しない。そこで、この  
用語が、国連においてどのように取り入れられてゆくのかが問われねばならないこと  
になる。実際、国連自体も、冷戦後の国際情勢への対応として、「市民社会」という概念  
を用い始めたのである。よって、この概念が、国連において、どのような意味内容を持  
つのかを検証したのが、本稿である。

具体的には、国連は、以下の3つの公式文書において、「市民社会」を検討している。  
まず、第一が、1992年国連事務総長年次報告書、第二が、1995年コペンハーゲン社会  
開発宣言およびその行動計画、そして、最後の第三が、2004年カルドージ報告書である。

これらの文書、および、それにともなう国連の関連審議の検討をとおして明らかにな  
ったことがある。それは、「市民社会」の意味そのものが、一般的に考えられている市民

団体や NGO 団体とはまったく異なったものであるということである。すなわち、それは、大企業および大企業によって運営される企業財団であった。これは、国際法の主体は何かという、より大きな課題と結びついていることが明らかになった。

(以上)